

令和 7 年度
和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金
申請書 申請要領
(貨物自動車運送事業者用)

【受付期間】

令和 7 年 7 月 1 4 日 (月) から令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) まで
令和 7 年 8 月 2 9 日 (金) の消印有効

【申請方法】

郵送による提出

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。

〔あて先〕

〒640-8303 和歌山市鳴神 1051-1 WING はなやま 206 号
和歌山県交通・運輸事業者物価高騰対策支援金事務局 あて

※切手貼り付けの上、差出人の住所及び氏名を記載してください。

※送料は必ず申請者側でのご負担をお願いします。

※R6.10 月送料改定による切手代の誤りが多くなっています。料金不足の場合は
受理できませんのでご注意ください。

〔申請に必要な書類の入手方法〕

申請に必要な書類については、和歌山県庁のホームページから
ダウンロードしてください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/020500/d00214015.html>

〔お問い合わせ先〕

和歌山県交通・運輸事業者物価高騰対策支援金事務局
コールセンター

【電 話】 0 5 0 - 5 7 9 9 - 9 3 2 7

【メー ル】 r7.bukkakoutou-sienkin@aozora-ts.com

(平日の午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで)

※夏季休業期間 (令和 7 年 8 月 1 2 日 (火) から令和 7 年 8 月 1 5 日 (金) まで) は
除きます。

目 次

I. 支援金の概要	3
1 趣 旨	3
2 交付対象者	3
3 不交付要件	3
4 支援金上限額	4
5 申請書類	4
II. 交付の決定等	15
1 交付決定	15
2 支援金支払	15
III. 留意事項	15

I. 支援金の概要

1 趣旨

燃料等の物価高騰により大きな影響を受けている貨物自動車運送事業者の負担軽減及び事業継続を支援するため、保有する車両数に応じて支援金を交付します。

2 交付対象者

交付対象者は、県内に営業所（組合にあっては県内に主たる事務所）を有する中小企業者等（※）であって、次の（１）～（３）のいずれかに該当し、（４）及び（５）の事項を満たす者。

- （１）一般貨物自動車運送事業者（いわゆる霊柩事業のみを営む者を除く。）
- （２）特定貨物自動車運送事業者
- （３）貨物軽自動車運送事業者
- （４）直近決算で営業損失を生じたもの、または、前年度又は前々年度の決算と比較して、営業利益が30%以上減少した事業者
※（４）の条件に該当しない事業者のうち、直近決算月以降の任意の月末から遡って1年間の営業利益と営業費用を比較した結果、営業損失を生じる場合、（４）の条件を満たすものと見なす。
- （５）令和7年3月31日時点で、県内の営業所において事業許可又は届出に必要な車両数を配備している事業者で、令和6年3月31日以降、当該事業を継続して営んでいる事業者（事業継続期間が1年に満たない事業者は除く）。

（※）中小企業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者（下表のとおり）

業種	中小企業者 （以下のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下

※個人事業者も含む。

- ②中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合（事業協同組合、企業組合等）

3 不交付要件

次の（１）～（４）のいずれかに該当する者に対しては支援金を交付しません。

- （１）営業に関して必要な許認可を取得していない者
- （２）和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等又は同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- （３）既に本支援金の交付を受けた者
- （４）前3号に掲げる者のほか、本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

4 支援金上限額

事業用車両 1 台（両）あたり以下の区分に応じて支援金を交付します。
（予算の範囲内で交付するものとし、以下は 1 台あたりの交付上限額です）

区分	支援金上限額
普通貨物自動車	1 台あたり 1 万 2 千円
小型貨物自動車	1 台あたり 3 千円
軽貨物自動車	1 台あたり 3 千円

備考

- ①令和 7 年 3 月 31 日時点で県内の営業所において事業許可又は届出に記載している車両数を上限とし、令和 7 年 7 月 1 日時点で県内の営業所に配備するものに限る。
- ②対象車両は自走するものに限り、被けん引車は除く。

5 申請書類

下表の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は返却しません。（サイズ A4、印刷片面）

	申請書類一覧	チェック
①	和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付申請書 申請様式（貨物自動車運送事業者用） （P5 参照）	☐
②	支援金事業概要書（別記第 1-1 号様式、別記第 1-2 号様式） （P6～10 参照） ※決算状況において、直近決算で営業損失を生じているか、または、前年度又は前々年度の決算と比較して、営業利益が 30%以上減少しているか確認ください。	☐
③	申請車両内訳書（別記第 2 号様式） （P11 参照）	☐
④	宣誓書（別記第 3 号様式） （P12 参照）	☐
⑤	役員名簿（別記第 4 号様式） ※法人の場合のみ（P13 参照）	☐
⑥	申請車両の自動車検査証の写 ※令和 7 年 7 月 1 日時点で有効な車検証 ※令和 5 年 1 月 4 日以降に車検を受け、電子化された新たな車検証を交付された場合、当該車検証ではなく、同時に交付された「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。	☐
⑦	【法人】 ・損益計算書等の決算状況を確認できる書類 【個人事業主】 ・確定申告書の第 1 表（P9 参照） ・白色申告の場合：収支内訳書（P8 参照） ・青色申告の場合：所得税青色申告決算書（P8 参照）	☐
⑧	本支援金の振込先口座の通帳等の写 <u>※通帳の表面と通帳を開いた 1・2 ページ目が必要です</u> ※申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座、個人事業者の場合は申請者本人名義の振込先口座（P14 参照）	☐

① 和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付申請書

記載例

申請様式（貨物自動車運送事業者用）

和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者住所 和歌山市小松原通1-1

氏名（事業者の名称及び代表者氏名）

県庁貨物運送株式会社
代表取締役社長 県庁 太郎

押印不要

令和7年度において、和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金 120,000 円の交付について、和歌山県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第5条の2に規定する補助金等の交付の除外要件に該当することが判明した場合又は同規則第10条第2項の規定に違反した場合には、同規則第17条の規定に基づき支援金の交付決定の全部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

支援金事業概要書（別記第1-1号様式又は別記第1-2号様式）の「申請額（合計）」と一致しているか

関係書類

- 1 支援金事業概要書（別記第1-1号様式又は別記第1-2号様式）
- 2 申請車両内訳書（別記第2号様式）
- 3 宣誓書（別記第3号様式）
- 4 役員名簿（別記第4号様式） ※個人事業主の場合不要
- 5 対象車両の自動車検査証の写
- 6 損益計算書、貸借対照表等の決算状況を確認できる書類
- 7 振込先口座の内容が確認できる書類
- 8 その他知事が必要と認める書類

② 支援金事業概要書（法人の場合）

記載例

別記第1-1号様式（第5関係）

支援金事業概要書

1. 申請者概要

事業者名	県庁貨物運送株式会社		
郵便番号	〒640-8585	所在地※1	和歌山市小松原通1-1
県内営業所所在地※2			
代表者役職・氏名	代表取締役社長 県庁 太郎		
資本金	1,000 千円	常時使用する従業員数	20名
担当者氏名	県庁 次郎	電話	073-441-2352
ファクシミリ	073-441-2340	e-mail	e0205001@pref.wakayama.lg.jp

申請書類について確認、修正等をお願いすることがありますので、ご連絡の取れるご担当者様とお電話番号等の記載をお願いします。

※1「所在地」欄には、本店又は主たる事務所の住所を記載してください。

※2「県内営業所所在地」欄には、本店又は主たる事務所が県外の場合に、県内営業所の住所を記載してください。

2. 支援金申請内容

区分	支援金単価(A)	対象車両数(B)	申請額(A×B)
各事業の用に供する普通貨物自動車	12 千円	10台	120 千円
各事業の用に供する小型貨物自動車	8 千円	台	千円
各事業の用に供する軽貨物自動車	台	台	千円
算定式			120 千円

対象車両数が「申請車両内訳書（別記第2号様式）」の記載台数と一致しているか確認してください。

直近決算で営業損失を生じているか、または、前年度又は前々年度の決算と比較して、営業利益が30%以上減少しているか確認ください。P3のI-2-(4)※に該当する場合は、直近決算(A)に決算月以降の任意の月末を末日とする1年間の金額を記入し、該当する期間の損益計算がわかる書類を作成し、添付ください。

3. 決算状況（法人の場合）

科目	直近決算(A)	前年決算(B)	前々年決算(C)	減少率 (B-A)/B*100	減少率 (C-A)/C*100
営業収益	66,234,234 円	69,453,256 円	70,693,653 円		
営業費用	52,567,788 円	47,354,562 円	41,365,859 円		
営業利益	13,666,446 円	22,098,694 円	29,327,794 円	38.1%	53.4%

交付申請書の申請金額にこの金額を記載してください。

4. 支援金支払口座

金融機関名	県庁	銀行	信金・信組	農協	支店
預金種別	普通	当座	口座番号	6 4 0 8 5 8 5	
(カタカナ) 口座名義人	ケンチョウカモツウンソウ、カ 県庁貨物運送株式会社				

減少率は小数点第一位までとし、小数点第二位以下は切り捨てて記載ください。

添付する通帳の写しと同じ内容を記載してください。

② 支援金事業概要書（個人事業主の場合）

記載例

別記第1－2号様式（第5関係）

支援金事業概要書

1. 申請者概要

フリガナ	ケンチョウ タロウ			電話番号等の記載をお願いします。
申請者氏名	県庁 太郎			
郵便番号	〒640-8585	住所	和歌山市小松原通1－1	
営業所所在地	和歌山市湊●-●			
常時使用する従業員数	0名			
担当者氏名	県庁 太郎	電話	073-441-2352	
ファクシミリ	073-441-2340	e-mail	e0205001@pref.wakayama.lg.jp	

申請書類について確認、修正等をお願いすることがありますので、ご連絡の取れるご担当者様とお電話番号等の記載をお願いします。

2. 支援金申請内容

対象車両数が「申請車両内訳書（別記第2号様式）の記載台数と一致しているか確認してください。

	区分	支援金単価(A)	対象車両数(B)	申請額(A×B)
算定式	各事業の用に供する普通貨物自動車	12千円	台	千円
	各事業の用に供する小型貨物自動車	3千円	台	千円
	各事業の用に供する軽貨物自動車	3千円	1台	3千円

直近決算で営業損失を生じているか、または、前年度又は前々年度の決算と比較して、営業利益が30%以上減少しているか確認ください
P3のI-2-(4)※に該当する場合は、直近決算(A)に決算月以降の任意の月末を末日とする1年間の金額を記入し、該当する期間の所得がわかる書類を作成し、添付ください。

3千円

3. 決算状況（個人事業主の場合）

交付申請書の申請金額にこの金額を記載してください。

科目	直近決算(A) 令和6年分	前年決算(B) 令和5年分	前々年決算(C) 令和4年分	減少率 (B-A)/B*100	減少率 (C-A)/C*100
所得金額	3,638,234円	5,647,756円	5,145,647円	35.5%	29.2%

※白色申告の場合、収支内訳書の㊸所得金額の金額を記載ください。

※青色申告の場合、所得税青色申告決算書の㊸所得金額を記載ください。

減少率は小数点第一位までとし、小数点第二位以下は切り捨てで記載ください。

4. 支援金支払口座

金融機関名	県庁	銀行 信金・信組 農協	支店名	本店 支店
預金種別	普通	当座	口座番号	6 4 0 8 5 8 5
(カタカナ) 口座名義人	ケンチョウ タロウ 県庁 太郎			

添付する通帳の写しと同じ内容を記載してください。

FA7001

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 0 年分収支内訳書（一般用）

（あなたの本年分の事業所得又は雑所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。）

提出用

令和 年 月 日

（「営業等」又は「雑（雑損）」のいずれかを適正に記入してください。）

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号 (事業所)	氏名 (名称)
業種名	加入団体名	電話番号

業（業）等 雑（業）等

（自 0 月 0 日 至 0 月 0 日）

○給料賃金の内訳

氏名（年齢）	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
氏名	月	円	円	円
	月	円	円	円
（ 歳）	月	円	円	円
	月	円	円	円
（ 歳）	月	円	円	円
	月	円	円	円
その他（人分）	月	円	円	円
	月	円	円	円
計	延べ従事月数	円	円	円

収入金額

金 額

（円）

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	左のうち必要経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
氏名	円	円	円
住所	円	円	円
報酬等	円	円	円
経費	円	円	円

支出金額

金 額

（円）

○事業専従者の氏名等※

氏名（年齢）	続柄	従事月数
氏名	続柄	月
（ 歳）	続柄	月
（ 歳）	続柄	月
（ 歳）	続柄	月
（ 歳）	続柄	月
延べ従事月数		月

所得金額

金 額

（円）

【税務署整理欄】

延	延	延	延	延	延	延	延	延	延
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

FA3000

令和 0 年分 所得税 青色申告決算書 (一般用)

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地	依頼者(名称)
事業所所在地	電話番号(事業用)	(自宅)電話番号	氏名(名称)
業種名	屋号	加入団体名	電話番

令和 年 月 日

損益計算書 (自 月 日至 月 日)

適用番号

提出用

令和二年分以降用

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消耗品費	⑦	貸倒引当金	⑬
売上商品(製品)類 仕入金額(②-③)	②	減価償却費	⑧		⑭
小計(②+③)	③	福利厚生費	⑨	計	⑮
期末商品(製品)類 差引原価(④-⑤)	④	給料賃金	⑩	専従者給与	⑯
差引原価(④-⑤)	⑤	外注工賃	⑪	貸倒引当金	⑰
差引金額(①-⑤)	⑥	利子割引料	⑫		⑱
		地代家賃	⑬	計	⑲
租税公課	⑧	貸倒金	⑭		⑳
荷造運賃	⑨		⑮	青色申告特別控除前の所得金額 (⑥+⑰-⑲)	㉑
水道光熱費	⑩		⑯	青色申告特別控除額	㉒
旅費交通費	⑪		⑰	所得金額 (㉑-㉒)	㉓
通信費	⑫		⑱		
広告宣伝費	⑬		⑳		
接待交際費	⑭	雑費	㉑		
損害保険料	⑮	計	㉒		
修繕費	⑯	差引金額 (㉑-㉒)	㉓		

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かないでください。

別	①	②	③	④	⑤
別					
別					
別					

【個人事業主の場合】

- ・確定申告書の第1表を添付ください。

※受付印のあるもの又はそれと同等と認められるものの提出が必要です。

令和 年 月 日

令和 0 年分の 所得税 及び 復興特別所得税の 申告書

FA2202

納税地

現在 又は 居所

氏名

第 号・種 号

第 号主の氏名

第 号主との続柄

※e-Tax による申告の場合は「受信通知」も提出ください

受付印を確認

受信通知の代替例

・ 納税証明書その2

・ 商工会等、税理事務所の受付印

・ 税理士等の署名と押印 等

収入

事業所得等

業 業

不動産

配 当

所得金額等

一 時

事 業 等

業 業

不 動 産

利 子

配 当

給 与

公 的 年 金 等

雑 業 務

そ の 他

⑦から⑩までの計

総合課税・一時

合 計

⑪から⑭までの計

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険料控除

地震保険料控除

寡婦、ひとり親控除

勤労学生、障害者控除

配偶者控除

扶養控除

基 礎 控 除

⑮から⑳までの計

雑 損 控 除

医療費控除

寄 附 金 控 除

合 計

課税される所得金額

上記の所得に対する税額

配 税

の 計 算

災害減免額

再算所得税額・基礎所得税額

復興特別所得税額

所得税及び復興特別所得税の額

外国税額控除等

源泉徴収税額

申告納税額

予定納税額

第3期分の税額

納める税金

更正前の第3期分の税額

第3期分の税額の増加額

公的年金等以外の合計所得金額

配偶者の合計所得金額

専従者給与控除額の合計額

青色申告特別控除額

雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額

未納付の源泉徴収税額

本年分で差し引く繰越損失額

平均課税対象金額

変動・臨時所得金額

申告期限までに納付する金額

延 納 届 出 額

取 扱 場 所

公金受取口座登録の同意

公金受取口座の利用

整 理 欄

第一表

令和四年分

④・⑤・⑥又は⑦の記入をお忘れなく。

納 税 者

事 業 者

住 民

資 産 者

勤 労 者

分 割 課 税

特 殊 課 税

年 月 日

一 次 所 得 税

【一般貨物自動車運送事業を営む事業者の場合】

- ・決算状況を確認できる書類として、管轄の運輸支局に提出する一般貨物自動車運送事業損益明細表の提出も可能です。

第2号様式 (第2条関係) (日本工業規格A列4番)

事業者番号

一般貨物自動車運送事業損益明細表

年 月 日から 年 月 日まで

住 所
事 業 者 名

(単位：千円)

営業収益	運送収入	貨物運賃		賃		
		その他		他		
		計				
	運送雑収		収			
	合			計		
営業費用	運送費	人件費		費		
		燃料油脂費	ガソリン費		費	
			軽油費		費	
			その他		他	
			計			
		修繕費	事業用自動車			
			その他		他	
			計			
		減価償却費	事業用自動車			
			その他		他	
			計			
		一般管理費	保険料		料	
			施設使用料		料	
			自動車リース料		料	
			施設賦課税		税	
	事故賠償費		費			
	道路使用料		料			
	フェリーボート利用料		料			
	その他		他			
	計					
	合		人件費		費	
		その他		他		
		計				
	合				計	
	営業損益				益	
	営業外収益	金融収		益		
		その他		他		
合		計				
営業外費用	金融費		用			
	その他		他			
	合		計			
営業外損益				益		
経常損益				益		

③ 申請車両内訳書

記載例

別記第2号様式(第5関係)

申請車両内訳書

事業者名 県庁貨物運送 株式会社

一覧に記載のすべての車両について、車検証の各項目が次の要件を満たしている場合にチェック印(✓)を記載してください。

✓	車検証の項目	要件
	自動車登録番号又は車両番号	和歌山ナンバーである。
	登録年月日/交付年月日	令和7年7月1日以前である。
	用途	貨物又は特種である。 (貨物軽自動車運送事業者のうち軽乗用車を用いて当該事業を行う場合は、乗用も含む)
	自家用・事業用の別	事業用である。
	車体の形状	
	燃料の種類	
	所有者(使用者)の氏名又は名称	
	有効期間の満了する日	令和7年7月1日以降である。(令和7年7月1日時点で車検が有効であること)

各項目の要件を満たしているか確認のうえ、
全てにチェック(✓)をつけてください。

	自動車の種別	自動車登録番号又は車両番号			
例	普通	和歌山	100	あ	1234
1	普通	和歌山	123	あ	1234
2	普通	和歌山	178	い	4927
3	普通	和歌山	233	う	8620
4	普通	和歌山	288	え	1231
5	普通	和歌山	343	お	6006
6	普通	和歌山	398	か	9699
7	普通	和歌山	453	き	2339
8	普通	和歌山	508	く	7085
9	普通	和歌山	563	け	78
10	普通	和歌山	618	こ	471
11					
12	支援金事業概要書(別記第1-1号様式)又は(別記第1-2号様式)の 対象車両数をすべて記載してください。				
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

(備考)

- 申請する車両をすべて記載の上、自動車検査証の写しを添付してください。
- 緑・黒ナンバーの事業用車両は対象となりますが、白ナンバーの自家用車は対象外です。
- 対象車両は自走するものに限り、被けん引車は対象外です。
- 行数が足りない場合は適宜行を追加する、もしくは別様に記載してください。

④ 宣誓書

記載例

内容をよく確認いただき、
日付、住所（所在地）、氏名（法人にあっては名称及び代表者職・氏名）をご記載ください。

別記第3号様式（第5関係）

宣 誓 書

私は、和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金の交付申請をするに当たり、下記の内容について、宣誓します。宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- （1）和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付要綱第2の交付対象者の要件を満たしています。
- （2）和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金の交付を受けた後も、和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付要綱第2に規定する事業の継続に努めます。
- （3）和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付要綱第3の不交付要件に該当しません。
- （4）和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付要綱第5の交付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- （5）和歌山県補助金等交付規則第21条第1項の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所（所在地） 和歌山市小松原通1－1

氏名（法人にあっては名称及び代表者職・氏名）
県庁貨物運送株式会社

代表取締役社長 県庁太郎

押印は不要

⑤ 役員名簿

記載例

別記第4号様式（第5関係）

役員名簿

役職名	氏名
代表取締役社長	県庁 太郎
取締役	県庁 次郎
法人事業者は提出してください。個人事業者は提出不要です。	

⑥ 本支援金の振込先口座の通帳等の写し

(法人の場合) 法人名義

(個人事業者の場合) 本人名義

注 1) 銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認できるようコピーしてください。

注 2) 上記が確認できるように、通帳の表面と通帳を開いた 1・2 ページ目の両方をコピーしてください。

注 3) 電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像のコピーを提出してください。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像のコピーを提出してください。

注 4) 画像が不鮮明な場合や、銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が 1 つでも確認できない場合は、振込ができず、支援金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

通帳の表面



通帳を開いた 1・2 ページ目



電子通帳画像をコピー



Ⅱ. 交付の決定等

1 交付決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは交付決定通知書を交付します。

2 支援金請求

交付決定通知書の到着後、和歌山県貨物自動車運送業物価高騰対策支援金交付請求書を提出してください。

請求額は、交付決定通知書に記載された金額です。

交付請求書が届かない場合は、支援金を支払うことができませんのでご注意ください。

3 支援金支払

交付請求書を受理した後、交付申請書に記載された口座に支援金をお支払いします。

Ⅲ. 留意事項

- ・ 郵送により提出してください。
※簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付してください。
※持参はできません。
※R6.10月送料改定による切手代の誤りが多くなっています。料金不足の場合は受理できませんのでご注意ください。
- ・ 各書類への押印は不要です。
- ・ 各提出書類の提出部数は1部となります。なお、提出後、電話等により内容を確認させていただく場合がありますので、必ず控えをとっておいてください。その際、連絡が取れない場合や指定した書類の提出が無い場合は、申請を取り下げたものとみなします。
- ・ 申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、申請を受け付けることはできません。
- ・ 本事業の収支に関する帳簿や関係書類は、整理の上、令和13年3月31日まで保管してください。
- ・ 支援金の支払後、提出書類の記載事項に虚偽が判明した場合は、和歌山県補助金等交付規則に基づき、支援金を返還していただきます。
- ・ 提出いただく書類は、原則A4サイズとしてください。また、提出された書類は、申請を取り下げる場合を除き返却いたしません。